

新型コロナウイルス感染症対策に関する事業者への休業協力要請 及び協力金の支給について

- 今回の「接待を伴う飲食店」でのクラスターの発生に係る感染者は、7月1日から同5日までの5日間で80人を超え、感染者は10市2町で確認され県内全域に拡大しており、非常に厳しい状況となっております。
- 今後「接待を伴う飲食店」で、同様規模のクラスターが発生すれば、医療提供体制の逼迫につながっていく可能性もある。
- ついては、今回、「接待を伴う飲食店」においては、感染拡大防止のため、休業の御協力をお願いします。
- 県の要請に応じ、協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して協力金を支給します。

1 休業の協力要請

県民一丸となって接触機会の低減に徹底的に取り組み、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事業者の皆さまに休業の協力を要請します。

(1) 要請する内容

次の区域における「接待を伴う飲食店」について、「休業」を要請します。

① 区域

鹿児島県全域

② 基本的に休業の協力を要請する施設

施設の種類	内訳
遊興施設	○キャバレー，ナイトクラブ，ダンスホール，スナック，バー，パブのうち，接待を伴う飲食店

(2) 要請する期間

令和2年7月8日（水）から令和2年7月21日（火）までの計14日間です。

2 協力いただいた中小企業及び個人事業主への協力金

県の要請に応じて、協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して、「新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（仮称）」を支給します。

(1) 支援の対象

県の要請に応じ、令和2年7月8日（水）から令和2年7月21日（火）までの計14日間、休業に協力いただいた中小企業及び個人事業主

(2) 協力金の金額

支給額は最大30万円

① 中小企業 : 20万円

② 個人事業主 : 10万円

※なお、複数店舗を有する事業者には、10万円を上乗せし、最大30万円となります。

(3) 申請受付

①申請開始 ※別途、お知らせいたします。

②相談・申請窓口 「専用相談・申請窓口」（県庁内）

③申請方法 「専用相談・申請窓口」まで申請書類を郵送

④申請書類

- ・協力金申請書〔指定様式〕
- ・営業実態が確認できる書類
（確定申告書の写し、営業許可証等）
- ・本人確認書類（免許証の写し等）
- ・休業実態が確認できる書類
（休業期間を告知するポスター・チラシ等）
- ・誓約書〔指定様式〕 など

[問合せ先]

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課
099-286-5691